

区民会議の組織及び運営に関する諸規程の構成イメージ

総合企画局政策部

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例(項目)	条例施行規則素案	
第1条(目的及び設置)	・区民会議条例第4条第2項第1号及び第12条に基づき、各区に共通する区民会議の組織に関し必要な事項を定める。	・区民会議は、各区それぞれの特性に合わせた組織及び運営が重要である。 ・このため、条例及び規則に定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織に関する事項は区長が定め、区民会議の運営に関する事項については、区民会議が自主的に定める。
第2条(名称)		
第3条(所掌事務)	・区民会議は、委員が自身の活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題その他の方法により把握した課題から、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。	・課題の把握、調査審議事項としての選定に関する具体的な事項 ・条例第3条第2号に関わる調査審議事項について、具体的な事項 ・調査審議結果の区長への提出に関すること。
第4条(組織等)		・委員定数に関すること
第4条第2項第1号(団体推薦委員)	・区民会議条例第4条第2項第1号に規定する団体推薦委員選任に関する活動の分野は、次のものとする。 (1) 防災又は地域の交通環境の向上など安全で快適な暮らしをつくる分野 (2) 福祉の推進又は健康の増進など幸せな暮らしを支え合う分野 (3) 子育て又は教育など人を育て心を育む分野 (4) 緑の保全又はごみの抑制など自然環境や生活環境を向上させる分野 (5) 産業の振興又は都市拠点の形成などまちの活力を高める分野 (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野 (7) 地域の自治活動や市民活動など市民自治を振興させる分野 (8) その他区の地域特性に応じた課題に関する分野	・団体推薦委員の選任に関すること(団体推薦委員数、団体推薦分野、団体の選定に関する事項等)
第4条第2項第2号(公募委員)		・公募委員選任の手續に関する規定(公募委員数、応募方法、選考方法等)
第4条第2項第3号(その他委員)		・性別、世代、地域のバランスのほか、様々な立場からの選任への配慮に関する具体的な事項
第4条第3項(委員の任期)	・区長は、委員に欠員が生じたときは補欠委員を選任することができる。	
第4条第4項(再任)		・委員の再任に関する具体的な事項

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例(項目)	条例施行規則素案	
第5条 (委員長及び副委員長)		・委員長及び副委員長に関すること
第6条(会議)		<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の議事運営は、委員間で議論を尽くし全員の合意に基づくことを原則とする。 ・会議運営に関して必要な事項(回数、開催時期、開催時間帯等) ・会議運営の事前調整について必要な事項(世話人会・幹事会の設置等) ・会議運営における委員の役割分担に関する事項 ・全員一致によらない場合の決し方 ・会議録の確認のルール等
第7条(専門部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議は、必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は、専門的な事項に関する調査検討を行うものとする。 ・専門部会に属する委員は、委員長が区民会議に諮って定める。 ・専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。 ・専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 ・部会長は、専門部会の事務を掌理し、調査検討の経過及び結果を区民会議に報告する。 ・専門部会は、調査検討を終えたとき又は委員の任期が終了したときに解散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の設置及び解散に関して必要な事項 ・専門部会を構成する委員の選任に関する事項 ・専門部会における委員の役割分担に関する事項 ・専門部会運営に際して区民会議の承認を要する事項(開催頻度、結果報告時期等) ・部会長の選任方法に関する事項 ・部会長の役割に関する事項 ・専門部会への関係者の出席に関する事項
第8条(関係者の出席)		・関係者の出席に関して必要な事項
第9条(区民会議参与)		
第10条(区長等の役割)		
第11条(庶務)		・区民会議の庶務に関する庁内の役割分担等
第12条(委任)	・条例及び規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織について必要な事項は、区長が定める。	